

保土ヶ谷区寄り添い型学習支援事業委託 受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「保土ヶ谷区寄り添い型学習支援事業委託」の受託候補者選定にあたっては、事業の趣旨・目的に沿った事業内容の確保が重要であり競争入札に適さないことから、保土ヶ谷区入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下、「委員会要綱」という。）第8条第1項第4号の規定に基づき、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定することとし、その場合の手続き等について、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この要領に定めることとする。

(審議事項)

第2条 委員会要綱第8条第1項第4号に定められた審議事項は、次のとおりとする。

(1) プロポーザルの実施に関する審査

- ア プロポーザル公募条件の決定
- イ プロポーザルの評価方法の決定
- ウ 提出要請書の審査
- エ その他必要と認めるもの

(2) 選定に関する審査

- ア プロポーザルの評価
- イ 受託候補者の選定
- ウ プロポーザルの評価結果の通知

(参加資格)

第3条 参加者の資格条件は別紙1の通りとする。

(提案書作成要領)

第4条 プロポーザルの提案書作成要領には、原則として、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 参加表明の手續
- (2) 質問書の提出
- (3) 提案書の作成（書式、記載内容等）及び提出
- (4) ヒアリングの実施
- (5) その他必要と認める事項

(参加表明手續)

第5条 参加を申請する法人は、参加意向申出書（様式1）及び誓約書（様式2）を区長に提出しなければならない。

(参加資格の確認と提出要請書の送付)

第6条 区長は、前条の規定に基づき参加意向申出書等を提出した法人に、参加資格確認結果通知書(様式3)を送付する。参加資格を有することを認めた法人には、プロポーザル関係書類提出要請書(様式4)を送付し、提案書(様式6)の提出を要請する。

2 資格を有することを認められない旨の通知を受けた法人は、書面によりその理由の説明を求めることができる。

なお、書面は区役所が通知を発送した日の翌日起算で、閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書の提出先まで提出しなければならない。

3 前項により説明を求められたときは、区役所が書面を受領した日の翌日起算で、閉庁日を除く5日以内に説明を求めた法人に対し、書面により回答する。

(提案書の内容)

第7条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式は別表1に定める。

- (1) 法人の概要・事業実績
- (2) 業務実施方針
- (3) 業務実施内容と実施手法
- (4) 業務実施体制
- (5) 業務管理運営体制
- (6) ワーク・ライフ・バランス、障害者雇用及び健康経営に関する取組
- (7) その他当該業務の実施に必要な事項

(評価)

第8条 プロポーザルの評価項目は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該業務に対する理念及び業務実施方針の妥当性・実現性等
- (2) 業務実施内容と実施手法の妥当性・実現性等
- (3) 業務実施体制の妥当性・実現性等
- (4) 業務管理運営体制の妥当性・実現性等
- (5) ワーク・ライフ・バランス等に関する取組状況

2 プロポーザルの評価にあたっては、提案書を提出した法人(以下、「提案者」という。)にヒアリングを行うものとする。

3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した提案者を特定する。

4 提案書評価表における項目1から項目5において、全評価委員の総計が総得点の60%に満たない場合、または各項目において、配点の40%を1項目でも満たさない場合(小数点第1位切り捨て)には、失格とする。

5 評価の採点が同点の場合は、あらかじめ設定している重要項目(得点を2倍もしくは1.5倍する項目)のみを集計したとき、得点の高い提案を最適提案として特定する。

なおも同点の場合は、地方自治法施行令第167条の9に基づき、くじ引きとする。

6 提案者が1者の場合にも評価を実施する。ただし、総合点(ヒアリングに出席した評価委員の採点合計)が60%に満たない場合は提案者を特定しない。

7 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(評価委員会)

第9条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (2) ヒアリング
- (3) 提案書の評価
- (4) 評価の集計及び報告

2 評価委員会には次の者を委員とし、委員長及び副委員長を置く。

- (1) 保土ヶ谷区福祉保健課長（委員長）
- (2) 保土ヶ谷区区政推進課長（副委員長）
- (3) 保土ヶ谷区学校連携・こども担当課長
- (4) 保土ヶ谷区こども家庭支援課長
- (5) 保土ヶ谷区中学校校長会代表校長

3 委員長が事故等により欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の定足数の5分の4の出席をもって成立する。

5 提案書の評価にあたり、実施したヒアリングに欠席した評価委員は、採点ができないものとする。

6 委員長は、評価結果を保土ヶ谷区入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

7 委員会の総務は、保土ヶ谷区生活支援課事務係が行う。

(評価結果の通知)

第10条 取扱要綱第17条により選定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は区役所が通知を発送した日の翌日起算で、閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書の提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、区役所が書面を受領した日の翌日起算で、閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(選定の効力)

第11条 横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第17条により、受託候補者として特定した法人（以下、「特定者」という。）の選定の効力は、特定者が事業を開始した年度から起算して5か年度とする。ただし、事業開始年度の翌年度以降の契約更新にあたっては、当該年度契約にかかる保土ヶ谷区入札参加資格審査・指名業者選定委員会第4条第3項による決定を受けるものとする。

2 区長は、前項の規定にかかわらず、特定者が次の各号のいずれかに該当し、事業の受託者として適当でないと認めるときは、選定の取り消し又は運営の停止を命じることができる。

- (1) 事業運営にあたって、区との連携及び協力の姿勢がないとき
- (2) 事業の委託契約について重大な違反があり、そのことにより委託契約を継続することが困難なとき
- (3) 第6条に規定する提案書に、虚偽の記載があったとき
- (4) その他受託者として適当でないと区長が認めるとき

3 前項のほか、受託者が初年度の申請書類の提出以降、契約の締結までの間又は運営期間における毎年度の委託契約時点において、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく停止措置を受けている場合には、本件の選考、契約手続への参加資格並びに運営法人選定の効力を取り消す。

(その他)

第12条 この要領の運用において必要な事項は区長が定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

本要領施行に伴い、保土ヶ谷区寄り添い型学習等支援事業委託 受託候補者選定に係る実施要領（平成29年12月28日施行）は廃止することとする。

別 表 1

様 式 名	書 類 名
様式 1	参加意向申出書
様式 2	誓約書
様式 3	参加資格確認結果通知書
様式 4	プロポーザル関係書類提出要請書
様式 5	質問書
様式 6	提案書
様式 7	法人の概要・事業実績について
様式 8	業務実施方針について
様式 9	業務実施内容と実施手法について
様式 10	業務実施体制について
様式 11	業務実施上の管理運営体制について
様式 12	ワーク・ライフ・バランス、障害者雇用及び健康経営に関する取組
様式 13	結果通知書

(別紙1)

参加者の資格条件

当該プロポーザルに参加しようとする者は、次にあげる条件をすべて満たすこと。

- 1 令和3・4年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。または、プロポーザル参加意向申出書提出時に登載申請がされていること。
- 2 令和3・4年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿の登録種目が、333-Z（福祉サービス・その他）又は350-Z（その他の委託等）であること。
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当していないこと。（共同事業体の場合は全構成法人が本条件を満たすものであること。以下4～10において同じ。）
- 4 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年でないこと。
- 5 破産宣告を受け復権していない者でないこと。
- 6 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- 7 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立がなされている者（更正又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）でないこと。
- 8 横浜市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団等と関係を有しないこと。
- 9 横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱（平成16年4月1日）の規定による停止措置を受けていないこと。
- 10 保土ヶ谷区寄り添い型学習支援事業委託の履行期限までに、業務を完了することができること。